

◎港湾法の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一三日法律第六六号)

一、提案理由

(平成二〇年五月三日・衆議院国土交通委員会)

○冬柴国務大臣 ただいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国においては、大地震や台風に伴う豪雨、高潮等の自然災害により、毎年、多くの国民の安全で安心な暮らしが脅かされており、国民の生命財産を守るための防災・減災対策の強化に対する要請がますます高まっております。こうした中で、港湾については、今後想定される首都直下地震等の非常災害発生時において人的、物的被害の軽減を図るとともに経済社会活動の継続性を確保するため、広域的な緊急輸送活動及び港湾施設の応急復旧の拠点としての機能を強化することが求められております。

また、我が国の国際コンテナターミナル等においては、米同時多発テロを契機として、保安対策の強化を図ってまいりましたが、我が国の港湾の国際競争力を強化するためには、これ

らの港湾施設の管理に電子情報処理技術の導入を進め、保安の確保と物流の効率性の向上との両立を適切に図ることが求められております。

さらに、港湾サービスの料金の面では、入港料率の設定等の手続を簡素化し、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図ることが求められております。

このような状況を踏まえ、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、首都直下地震等の非常災害発生時において、広域的な緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点となる港湾施設については国土交通大臣がみずから管理することができることとしております。

第二に、港湾における迅速かつ安全な貨物の移動を確保するため、国際コンテナターミナルへの人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステムについて、国土交通大臣が設置及び管理をすることができることとしております。

第三に、政令で定める重要港湾の入港料の料率について、国土交通大臣への事前協議は上限の設定または変更を行う場合に限ることとし、当該上限内での変更については事前届け出に緩

和することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二〇年五月二七日)

○竹本直一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るとともに、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、首都直下地震等の大規模な災害の発生時において、国土交通大臣が直轄工事により整備した港湾広域防災施設を一時的にみずから管理することができること、

第二に、国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するためのシステムを設置し、及び管理することができること、

第三に、政令で定める重要港湾の入港料率の設定等に係る国

港湾法の一部を改正する法律

土交通大臣への事前協議制を、上限の範囲内での設定等については事前届け出制に緩和すること
などであります。

本案は、去る五月二十一日日本委員会に付託され、二十三日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二〇年六月六日)

○吉田博美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、非常災害発生時に国土交通大臣による広域的災害応急対策の拠点となる港湾施設の管理を可能とするともに、同大臣が設置・管理する電子情報処理システムにより重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りについて確実かつ円滑な管理を実施し得るものとするほか、港湾管理者の入港料率の設定等について届出制を導入する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、基幹的広域防災拠点の新規整備の必

港湾法の一部を改正する法律

要性と総合的な緊急輸送体制の確立、国際競争力を具備した港湾物流システムの早期構築、港湾広域防災施設の運用管理及び埠頭出入管理システムの経費負担の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。